

## 令和 8 年度那珂川市障がい者優先調達推進方針

### 1.趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を以下のとおり定める。

### 2.適用範囲

調達方針の適用範囲は、那珂川市役所全組織とする。

### 3.調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく事業所等

- ①障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う施設)
- ②生活介護事業所
- ③就労移行支援事業所
- ④就労継続支援事業所(A 型・B 型)
- ⑤地域活動支援センター

(2)障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3)障害者を多数雇用している事業所

- ①障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
- ②重度障害者多数雇用事業所

(4)障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ①自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自らが行う障害者(在宅就業障害者)
- ②在宅就業障害者に対して援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体)

#### 4. 調達の対象となる物品等

- (1) 物品(事務用品・食料品・小物雑貨など)
- (2) 役務(印刷・クリーニング・清掃・情報処理・飲食店等の運営など)

#### 5. 令和 8 年度調達目標

過去の実績を考慮して次のように設定する。

| 令和 8 年度調達目標額                                                                  |            |
|-------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 物品の調達額                                                                        | 1,025,288円 |
| 役務の調達額                                                                        | 1,938,111円 |
| 合計                                                                            | 2,963,399円 |
| (実績) 下水道課、会計課、環境課、建設課、行政経営課、高齢者支援課、子育て支援課、市民課、障がい者支援課、人権政策課、人事秘書課、地域戦略課、岩戸幼稚園 |            |

#### 6. 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等で作られる物品、提供可能な役務の種類等についての情報収集を行い、この情報を各所属に提供する。
- (2) 各所属は、提供された情報に基づき、予算の適正な執行等に留意しつつ、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく随意契約を活用し、障害者就労施設等からの優先調達に努める。

#### 7. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針は、毎年度策定するものとし、遅滞なく市のホームページで公表する。
- (2) 調達実績は、毎年度取りまとめ、遅滞なく市のホームページで公表する。